

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録（2 日目）

（令和元年 12 月 5 日 午後 3 時 00 分）

●議長（森山木の実） 会議を再開します。

通告の 5、片野良之議員。

- 1 信濃町における「会計年度任用職員制度」は
- 2 治水への取り組みは
- 3 避難所開設にあたり事前の準備については
- 4 Aコープの閉店につき買い物が困難になる方々へのフォローは
- 5 住宅除雪支援員派遣制度の再度の確認

議席番号 2 番・片野良之議員。

◆ 2 番（片野良之） 議席番号 2 番・片野良之です。通告に従いまして質問をいたします。なお、これまで 4 人の同僚議員の方が質問されておりまして、かなり内容がダブっている部分がありますので、なるべくダブリは省くようにしますが、重なっているところがありましたらまた、是非ご協力をよろしくお願いいたします。それでは、まず通告通りに進めていきたいと思っております。前回、前々回の質問でも出しましたが、来年度より実施される「会計年度任用職員制度」について信濃町の対応を質問いたします。この 12 月会議でようやく概要が案件として出てまいりました。昨日の説明の中でもいろいろ詳しく教えていただきましたが、今回のこのフルタイム会計年度任用職員とパートタイム会計年度任用職員の待遇がそれぞれ以前と比べてどのくらい改善されたのか伺いたいと思っております。

●議長（森山木の実） 横川町長。

■町長（横川正知） 片野議員さんのご質問に答えさせていただきます。概要について申し上げさせていただいて、もしその細部も必要でしたら担当課長から申し上げさせていただきたいというふうに思います。今回、ご案内のように会計年度任用職員制度につきましては、今までの臨時非常勤職員の適正な任用、そしてまた、勤務条件を確保するために、関係法令が改正されたところでございます。具体的には地方公務員法、地方自治法の法律が改正されまして、その実行にあたっては令和 2 年 4 月 1 日から施行するという内容のものでございます。その主な内容につきましては、今申し上げましたように会計年度任用職員制度を創設し、任用、服務規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員および臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、新たな制度へ移行を図っていくということでもあります。これまでの臨時非常勤職員制度の運用を、抜本的に見直すという法律に基づく改正でございます。具体的には服務に関する規定、例えば服務の宣誓、法令等および上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、守秘義務、職務専念義務、政治的行為の制限、営利企業従事等の制限等々、我々一般職といいますか、通常の一般職員と同じようなことが適用されてくるということになります。また、給付に

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録（2 日目）

関しましては、職務給原則となっております。それに基づきまして適切に支給を求められるということをごさいますて、さらにまた、休暇、健康診断、研修、人事評価の対象にもなるというような内容になってございます。この制度に対しまして、新年度からということになるわけですが、新たに期末手当等の支給対象にもなるというようなことになってまいります。町としましては昨日総務課長からも、条例関係の中でも説明があったわけですが、4000 万円から 5600 万円ほど新たな財源が必要になってくるということでございます。いずれにしましてもこの法律に基づいて 4 月 1 日から施行できるようにですね、準備を進めているところでございます。概要について今説明させていただきましたが、なお、冒頭申し上げましたように、さらに詳しい内容につきましては必要でしたらまた、担当課長から申し上げさせていただきますと思います。

●議長（森山木の実） 片野良之議員。

◆2 番（片野良之） それではですね、今回のこのフルタイムとパートタイムの会計年度任用職員制度への移行の中で、これに該当しなかった方というのは何人かいらっしゃるのでしょうか。

●議長（森山木の実） 小林総務課長。

■総務課長（小林義之） 今回の任用職員に該当しない方につきましては、特別職から外れた公民館の専門委員さんですとか、今まで花壇の整備ですとか草刈り、また、バスの運転をしていた方については、この制度から外れるような形となりまして、そういう方々につきましては、有償ボランティアというような形をお願いをすることとなっております。ただ保険については、町の方で保険対応をしたいというふうに考えているところであります。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） よく分かりました。ありがとうございます。全国のほかの自治体の取り組みを見て調べていきますと、新たに発生する期末手当などを基準に従って支給するが、月々の給料を減額にしたというような総務省の指針に反するグレーゾーンの対応を決めた自治体が少なからず見受けられました。信濃町においては、昨日ありました説明の中で、かなり財政的にも厳しい中で人件費が跳ね上がっておりまして、そういうことが信濃町では行われていないというふうに考えておりますが、期末手当だけではなくて、月々の給料というものも、これまでのレベルと同じような形で支払っていくのかを改めて確認したいと思います。

●議長（森山木の実） 小林総務課長。

■総務課長（小林義之） 報酬額でございますけれどもフルタイムにつきましては、給料というかたちになりますけれども、基本、今現在の手当額が下がらないような方向で、

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

給料表に当てはめる形で対応しているところがございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 以前の質問でも、町長も同一労働、同一賃金の考え方をきちんと踏まえていきたいと答弁されていて、その通りの対応をされていることをとても心強く思いました。是非これからもそういう形で進めていただきたいと思います。

それでは、次の治水についての質問に移りたいと思います。この秋に国内のあちこちに甚大な被害をもたらしました台風による様々な災害において、この長野県でも千曲川の氾濫など水害が大きな爪あとを残しています。いまだ堤防が決壊した穂保などの長沼や、豊野周辺では、まだまだ復旧には時間がかかるような状態です。このような中で改めて治水への取り組みについて注目がされています。本日の一般質問の中でも同僚議員が様々な形でこの問題も出しておりますが、改めて私のほうからも質問させていただきたいと思います。信濃町では幸いにも越水による災害が頻繁に起こる新田川など、浚渫（しゅんせつ）により事なきを得ました。また、鳥居川では上流地域での降水が思ったほど多くは無かったため大事にはなりませんでしたが、しかし、これからのことを考えると早急な対応が必要だと考えますが、町は鳥居川の浚渫（しゅんせつ）、その他町内の河川の浚渫（しゅんせつ）、これからの対応をどのように考えられているのか伺います。

●議長（森山木の実） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） はい。工事の内容ということでお答えさせていただきたいと思います。台風 19 号による埋塞（まいそく）によりまして浚渫（しゅんせつ）が必要な河川、普通河川等でございますが、そちらにつきましては、今回、浚渫（しゅんせつ）工事も合わせて実施していきたいという予定でございます。また、新田川につきましては、下流から計画的に行っておりますので、今年の今年度分の施工部分はすでに終わっているところでございます。また、県関係の河川、県管理の河川でございますが今年度ですね、鳥居川の浚渫（しゅんせつ）ということですのですでに発注をいただいております。古間の寿橋から富士古橋の間ということで、これから施工するということが長野建設事務所よりお聞きしているところです。以上です。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 浚渫（しゅんせつ）の予定がこれからも入っているようで、その分はとってもいいと思うのですが、さらに視点を変えて考えますと浚渫（しゅんせつ）だけではなくて堤防や護岸の補修や強化、河道構造の改善など今後必要になってくるんじゃないかと思います。町単事業でできることではないので、国や県への要望をし、働きかけていくことが必要だと思います。今の話でも鳥居川の寿橋から下の部分になりますかね、計画されているということなのですが、この台風 19 号の時に私も鳥居川を見て歩いたのですが、その中でその場で会った町民の方から寄せられた話の中に、鳥居川での浚渫（しゅんせつ）では河川を均（なら）すだけで、土砂を搬出したのを見たことが無いとい

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録（2 日目）

う声があったのですね。ただ単にその方が見ていなかっただけなのかどうかは分かりませんが、もしそれが事実であれば問題ではないかと思うのです。是非、均（なら）すだけでなくきちんと土砂を撤去する、搬出するような形で行政側としても確認などをお願いしたいと思うのですが、その辺どうでしょうか。

●議長（森山木の実） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） はい。また場所、いろいろなケースがあると思いますので、また、県のほうとも相談をしながら要望等もしてまいりたいというふうに思います。以上です。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 浚渫（しゅんせつ）だけではなくて、河道構造の改善、河川構造ですかね、そういったものに対するこれからの予定というものはあるのでしょうか。

●議長（森山木の実） 佐藤建設水道課長。

■建設水道課長（佐藤巳希夫） 県のほうの運営もですね、鳥居川についてまた、計画等も予定しているようです。用地の関係であるとかもろもろもございますので、県の計画部門のほうと連絡を密にしながら事業が進むよう協力していきたいというふうに考えています。以上です。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） もうひとつ、ハザードマップに関する問題なのですけれども、今回改めて町の防災マップを見直してみたのですが、先ほど同僚議員も話をしていたように、きちんと町民の方に周知がなされているのかなというのをちょっと心配な部分と感じました。ただ住民の方へ配るだけでなく、例えば学校でも避難訓練などやってらっしゃるようなのですが、学校教育の中で児童生徒に教えたり、考えさせる時間を持っていたりとか、あと、老人会や各生涯学習の場などで内容の周知を図るようにはどうか、先ほど同僚議員から出た意見とも全くかぶってしまうのですが、新ためてその辺を教育委員会と町のほうに伺いたいと思います。

●議長（森山木の実） 小林総務課長。

■総務課長（小林義之） 町としましてはこのハザードマップにつきましては平成 30 年 3 月にできまして、以前から総代会があるたびですとか、また、行政の懇談会があるときには自主防災組織の結成について働きかけをしながら、また、ハザードマップの活用もしながらお願いをしているところであります。

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録（2 日目）

●議長（森山木の実） 松木教育次長。

■教育次長（松木和幸） はい。避難訓練というのは法的に義務付けられておりますので、そういう時を通じて学校や保育園でやっているところがございますので、今後も継続して行っていくつもりでございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） 割とダブってしまっている部分が多いので、かなり端折っていきま
すので次に進みたいと思います。避難所開設にあたり、事前の準備に関して伺います。
先般の台風による災害時での避難所開設に関して県内被災地の避難所では、場所の確保
だけで必要な食材や暖房器具、プライバシー確保のための仕切りなどの手配が後手後手
になるなど、避難された方々のフォローが遅れた事例が報告されています。町内での避
難所では、当然一定の必要資材の備蓄はなされているとは思いますが、短時間の避難
であればそれほど影響は無いとは思いますが、もし長期にわたる避難を余儀なくされ
るような場合、対応できるだけの準備はなされているのでしょうか。改めて伺いたい
と思います。

●議長（森山木の実） 小林総務課長。

■総務課長（小林義之） 備蓄品関係につきましては今、指定避難所としております各旧
小学校の体育館に保管をしております。今回の台風 19 号につきましては公民館等を
活用し、昼間でしたので体育館のほうから資材については備蓄品を避難所へ持ち込むよ
うな形で対応したところであります。また、備蓄品につきましては、県での災害の防災
協定等もありますので、また、町だけでは足りない部分につきましては協定をしている
部分での対応などもお願いをする中で、引き続き連携して対応していきたいというふう
に考えております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） 今回信濃町での避難では、一時避難のような形だったので特に大き
な問題なども無かったと思うのですが、例えばですね、他の自治体のホームページなど
で資料を探してみたりすると一時避難所、指定避難所、要援護者避難所というふうに 3
つの項目で表示がされているのですが、信濃町ではちょっとそれを見つけることができ
ませんでした。信濃町ではどういう形で避難所の設定がされているのか説明をお願い
します。

●議長（森山木の実） 小林総務課長。

■総務課長（小林義之） 基本的に一時避難所につきましては、各集落の集会所を活用し
まして、指定避難所については体育館ですとか公共の施設を利用する形で、指定避難所

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録（2 日目）

としているところであります。要援護の避難所につきましては、住民福祉課長のほうから説明をさせていただきます。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。今要援護者の避難所ということでご質問がございましたけれども、うちの方では福祉避難所というような呼び方になろうかと思えます。今その地域にありますそういう施設ですね、介護施設等事業所の方と契約を結ばせていただくというような形で設定をしております。協議中のございまして、まだそういう契約ができていない状況ですが今回の災害もですね、そういうような状況になりますが、設定のほうを早急に考えていかなければならないというふうには感じておりますので、随時進めていきたいというふうに思っております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 是非転ばぬ先の杖ではないのですが、早めに協定を結ぶなり形を進めていっていただきたいと強く要望いたします。また、避難所において、特に長期化する場合には、医療や介護、精神的なケアが必要になってくる場合、出てくると思うのですが、なれない環境下での避難所生活というのは想像以上に心身への負担が大きいものです。仮に避難所生活が長引いたような場合、医療スタッフの派遣であるとか、保健師の巡回など必要になってくると思えます。こういうことに関しては、多分病院のほうの関係になるのかなと思うのですが、今の段階でどのような予定といたしますか、プログラムが組まれているのかお伺いします。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 住民福祉課のほうでの避難所における医療というか、健康管理的な対応というような形になろうかと思えます。住民福祉課に保健師が何名かおりますので、そういったスタッフが巡回をするなり、問診をするなり、そういった形での対応になろうかと思えますが、当然医療が必要になればその避難所ではなくてですね、やはり地元の信越病院ですとかそういった医療を受けるところへ避難というわけではないのですけれども、移動していただいて適切な治療を受けていただくと。避難所に先ほどありましたように、福祉避難所があればそういった方については福祉避難所への避難というようなことを振り分けて行っていきたいというふうには考えております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 医療に関しては病院がありますので、そのような形も当然になってくると思えますが、実際、長野周辺での避難所においてはそのような問題がクローズアップされている部分もありましたので、是非早めの対応を検討していただきたいと思います。それから今、信濃町であれば福祉避難所という形になるかと答弁いただき

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

ましたが、特に在宅の要援護者対策は重要だと思うのですね。避難の移動に関しても通常の車ではなく、車椅子対応の車であったり、ストレッチャー対応の可能な車が必要となる場合が想定されます。その場合に社協の車だけで、対応は多分できないんじゃないかという危惧があるのですが、例えば民間の施設の手持ちの車に協力を仰ぐだとか、公共交通の業者の協力を事前に得られるような形、道筋を作っておくとか、そういったことが必要となってくるんじゃないかと思うのですが、その辺の取り組みは今どうなっているのでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。そういったですね、今回は自主避難までというようなことで、避難措置は取られなかったわけですけれども、当然避難をする場合には、そういった車両も必要になる方の避難も出てくるかとは思いますが。ご存知のとおり町の中ではですね、マイクロバスであったり、ワゴン車とかそういう公用車は何台かありますけれど、専用車というのは持ち合わせておりませんので、今議員がおっしゃったようにそういった地域の介護事業所の応援も必要になってくるかと思っておりますので、そういった連携をとっていく必要があるのかなと思っております。非常時ですので、いろいろな資力を有効に活用して対応していくというような形になりますが、普段からそういった意識、心がけはしていかなければならないのかなというふうに感じております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） この災害時の要援護者計画に関する部分、これからも当然前もっていろいろ検討していただきたいのですが、内閣府の防災担当からこれは平成 25 年 8 月に、避難行動要支援者の避難行動要支援に関する取組指針というものが多分各自自治体に出されていると思うのですね。私も内閣府のホームページから引っ張り出して、読むだけでもかなり面倒くさいものだったのですけれども、もう平成 25 年に出されているものが、ずいぶん時間も経っていると思います。信濃町はそういう災害にありがたいことにはほぼ遭わないような地域なので、これまでは良かったのだと思うのですが、やはりこれからはどんな災害が、どんな場所で起こるか予測がつかないのが正直なところだと思います。是非真剣になるべく早急にいろいろな、町の行政だけでなく地域の民間業者であったり、いろいろな施設なんかとの連携を取りながら話を進めていっていただきたいと思っております。もうひとつこの避難所、特に福祉避難所に関する問題でお伺いしたいのですが、先ほど同僚議員から発電機の話が出たと思います。私もこの発電機の問題はちょっと気になっているのですが、この福祉避難所といわれる中でこれは例えばなのですが、酸素吸入の器械をつける必要がある方、それから痰の吸入が必要になる方、そういう方がもし仮に避難されてこられた場合、今回信濃町の場合では、水害、風害がありました。停電が一番大きな問題だったんじゃないかと思うのですけれども、もし停電になった場合、内蔵バッテリーは確か 3 時間くらいしか持たなかったと記憶しているんですね。3 時間じゃとてもじゃないですけど、安全に人が過ごすということができないと思っております。そこで、町で用意されている発電機が 2 台、それから各消防団で 2 台ずつ

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録（2 日目）

ということで、先ほどお話しありましたが、この発電機はこういった精密機械などの電源として利用できる能力を有しているものなのかどうかをもし把握しているならお答えください。

●議長（森山木の実） 小林総務課長。

■総務課長（小林義之） バッテリーの仕様までは、まだ確認はしていませんけれども、酸素吸入ですとかそこまで必要な状況になれば医療機関ですとかそういうところにも相談をする中で対応をしていきたいというふうに考えております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 私がこの問題を取り上げるのは台風の後には町内のいろいろな方とお話をする機会があったときにですね、酸素吸入の器械を使わなければいけない方が、避難所に行きたかったけれど、もし停電になった場合バッテリーが持たない、その辺がどうなっているのかが分からないから、逆に怖くて家から離れられないんだということをおっしゃっていたんですね。やはりそれを聞いたときに、これはただ用意してあるだけじゃまずいんじゃないかな、そういう方々も安心して避難して来れるような体制を作る必要が、行政のほうにはあるんじゃないかと感じたのです。また、それを住民の方から行政に伝えてそして、また、行政から答えをその方々に伝えるというのも私たち議員の仕事だと思うので、是非その辺早めに、そのバッテリーと言いますか発電機の能力的なもの効用的なものを調べて、もし合致しないようなものであれば、なるべく早いうちにそれに対応できるようなものも町ではせめて1台くらいは用意していただきたいなと思います。その要望を踏まえまして次に移ります。

4つ目としまして、柏原のAコープが先月末で閉店しました。これによって買い物が困難になる方々が少なからず発生していると思うのです。今、古間の方にあります第一スーパーでも巡回のマイクロバスを出したり、あと軽トラックで巡回して販売するとか丸ですかね、こういったサービスも出てきて、いろんな部分でカバーはされていると思うのですが、例えば町ではAコープに変わるようなスーパーを企業誘致してくるですとか、今あるデマンドバスなど、デマンドタクシーと言いますかデマンドなどの柔軟なコース取りなどで、そういった買い物に行きづらい方々をフォローするような手段を、今お考えかどうかを伺います。

●議長（森山木の実） 高橋副町長。

■副町長（高橋博司） それでは企業誘致と公共交通に関わるものですので、私からお答えさせていただきたいと思います。今、片野議員からもご質問ありましたとおり、Aコープ様の閉店につきましては特にご高齢の方につきましては、徒歩で行かれていた方、また、お車等で行かれていた方、その他公共交通等をお使いの方等に影響が出るものと思っております。そういう中でひとつとしますと、ふれあいコスモス号、デマンドバスでございますけれども、こちら降車をされる方の数を見ますと、年間ではありますけれ

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

ども、平成 30 年度におきまして 100 件弱のご利用をいただいております。こういう方々が他の場所へお買い物へ行かれるというような形になると思います。そこで、ひとつご提案がございまして企業誘致でございますが、現在そのような店舗等に対する企業誘致というのは行っておりませんが、やはり人口減少の中で企業活動としますとなかなか経営が難しいのではないかとということもございまして。拒否をするものではございませんので、進出していただければ大変ありがたいと思っておりますが、すぐには叶うものではないと思っております。また、デマンド交通等、先ほど片野議員さんからもお話しがありましたが、民間の方のご努力によりまして、今ご高齢の方の移動購入車、また、移動に対する独自の送迎のバス等も運行もしていただいております。特に以前も申し上げましたが、デマンド交通を利用される方は非常に高齢の方が多くなってきております。デマンド交通も平成 24 年度からスタートしまして、8 年ぐらいが経ってきているという形で、その当時とは環境も変わってきております。国におきましては、現在町も公共交通網計画という運行計画を立てまして対応してございますけれども、来年度に向けましてその見直しの努力義務化というものも進めてまいるということも伺っております。そういう中ですね、適正な経費ということも含めまして全体的な見直しをする中ですね、対応していくのがやはり事業者の皆様、利用者の皆様も関係ありますので必要かと思っておりますので、そのようなことにつきましても検討ができればと思っております。また、細かな点等につきましては今までも随時運行の見直し等行ってきておりますので、ご要望がございましたらできる範囲では対応をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2 番（片野良之） 是非ともですね、特にデマンド、黒姫駅周辺からスーパーであるとか古間の駅までの周辺、そういったコース取りなども含めた柔軟な対応など今後は是非検討していただきたいと思っております。

最後にですね、住宅除雪支援員派遣制度の再確認という意味で質問させていただきます。町内でもすでに何度かの降雪があり、生活しづらい季節を迎えました。昨日説明のあった補正予算の中に、いわゆるけえだしのための予算、除雪のための予算が組まれていたことを高く評価したいと思います。質疑の中でも同僚議員からも出されましたが、対象家庭を増やすこと、これはなかなか簡単にはウンとは言えないのですが、少なくとももう少し柔軟な対応を住民のために取れないものか伺います。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。今回のけえだし除雪につきましては県の要綱が見直しをされたということで新たに付け加えさせていただいて、追加の補正をさせていただいたところでございます。この対象世帯の考え方でございますけれども、屋根の雪下ろしの除雪と同じ条件を持った方のけえだしというようなことで、当然勾配で屋根の雪下ろしができない方もいらっしゃるわけで、そういう方はけえだしが必要であれば、けえだし除雪の対象にはなるということでの拾い出しはできますけれども、条件的には今現在で

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

は昨年度まで行ってきた屋根の雪下ろし除雪と同じ条件の中でのけえだしの除雪という対象にさせていただいたので、そこについては新たな追加点、また、変更点は設けていないのが実情でございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） それでは是非ですね、屋根のほうは何とかなるとしてもけえだしだけでも頼みたいという、条件的には該当する家庭もあるかもしれないので、是非その辺は柔軟な対応をお願いしたいと思います。それでは確認になりますけれども、これまで住んでいる部分でしか屋根の雪下ろしができなかったものが、母屋だけではなくて例えば車庫だとか納屋だとか倉庫だとか、そういったものの屋根の雪下ろしも拡充されましたが間違いはないでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。今回の要綱の改正によりまして、対象作業が今までは住家、住んでいる家の雪下ろしでしたが、今年からは日常生活の用に供する物置、車庫等も対象になるということで、その拡大はさせていただいたところでございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） それでは、今回からけえだしの除雪支援も可能になっていると思うのですが、確か今までの住居といいますか、母屋の雪下ろしも場所によって回数が制限あったかと思うのですが、けえだしのみの除雪に関して何回まで頼むことが最大できるのか、また、地域によってその制限の回数があるのかどうかを教えてください。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。けえだしの除雪の考え方でございますけれども、時間ということになります。7000 円の補助というかたちで7時間まででございますので、比較的短時間に済まされる場合は、回数は当然それに応じて多くなります。また、比較的時間のかかる大雪でですね、けえだしが長いという方もいるかもしれないのですが、今現在は県の要綱の7時間枠の中で皆さんにお願いをするというふうに行っておりますので、今年度初めての対応になります。また、その辺は今年度の様子を見る中で、具体的な方向については考えていければというふうに思っております。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） それではですね、最後にもうひとつの質問なのですが、これまでより対象範囲が拡充されたことはとても評価できることであり、ありがたいことだと思っているのですが、派遣される除雪支援員によっては、制約によって2階の屋根の雪下ろ

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

しができない場合もあると聞いています。2階建て以上の家屋の除雪支援の依頼があった場合、限られた人数の中できちんと対応できるのかどうかお伺いします。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） 今、話をしております住宅除雪支援員の派遣制度自体は、屋根の雪下ろし1階も2階もできる制度でございますので、これについては2階の屋根部分についても同様に屋根の雪下ろしをしていただく形になります。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 本来のものであれば、当然2階の屋根であってもできるものと理解しているのですが、それを請け負ってくれる方の中には制約によって2階の屋根には上れないという方々がいらっしゃるというふうに聞いているのですけれども、この部分はどうなっているのでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） その支援員さんごとの条件というのは、私は今把握をしておらないので、今議員さんのおっしゃるような形の条件の方がいるのか、またちょっと確認はしてみたいと思いますけれども、ここでは今その事実を知らないのでお答えできません。

●議長（森山木の実） 片野議員よろしいですか。シルバーと支援員の話じゃないかと思うのですが支援員についてのみの答弁ですか。

■住民福祉課長（松木哲也） そうです。

●議長（森山木の実） 今、シルバーさんについては答弁は無かったのもう一回しますか。どうぞ、片野議員。

◆2番（片野良之） すみません。支援員としてはオーケーという話だったのですが、支援員の中でシルバーで受けている方もいらっしゃるというのですが、シルバーの方は制約で2階の屋根には上れないとなっているのですが、この辺はどうなのでしょう。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。シルバーの事業を通じて行っている除雪については、2階へ上って行くことができない、1階部分のみということになりますので、ここで質問されているというか、この件の事業についてはそういった制約の方というのはないのですけれども、中にはシルバーも兼ねている方もいらっしゃると思うので、制度の中

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2 日目)

身によって1階部分、2階部分はそれは分かれてくると思うので、そこはそういうような形でお願いしたいと思います。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） 今の問題なのですが、県としての制度、それに準じてる信濃町の制度も基本的には2階も含むということでオーケーだと思うのですが、先ほどから私が聞いているのは、その受けていただいている方々の中でシルバーの方が当然いらっしゃるって、その方々は2階へは登れないということなので、その場合支援依頼があった家が平屋の家であれば全然問題はないのですが、2階建ての家だった場合、1階の屋根だけ雪を下ろしても2階の屋根の雪下ろしができなければ、果たしてどれだけ意味があるのか、それをきちんと2階に上れるような、2階の家であれば2階に上れる派遣員の方を選んで、セレクトして送り込んでいただけるのかどうかを確認したくて聞いております。もう一度改めてお願いします。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい。今回の住宅除雪支援員の中にシルバーさんに登録されている方もいらっしゃるかもしれないのですが、この事業はシルバーさんを通じてやる軽度除雪支援員、そういう除雪の事業を町ではやっていますけれども、その制度ではシルバーさんを通じて行う屋根の除雪、それは1階部分のみです。今回町のほうで行う、県の事業については2階部分までの除雪ができるという仕組みの中の制度なので、その中ではシルバーさんをお願いするわけではなくて、その人、個人の方が支援員さんとなって登録していただきますので、それで事業を行っているという方法でございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） それでは、最後に確認のために伺いますが、であればシルバーを通しては個人での契約という形、登録という形になるのでそういう制約は一切なしに2階建てであれば2階の屋根まできちんとやっていただけるということでしょうか。

●議長（森山木の実） 松木住民福祉課長。

■住民福祉課長（松木哲也） はい、この事業に関しましては2階部分の除雪を皆さんやっていただくということでございます。

●議長（森山木の実） 片野議員。

◆2番（片野良之） ありがとうございます。それでは、作ってきた分は全部終わっていないのですが、ダブっている部分はカットしまして、これで私の一般質問は終わりにし

令和元年第 416 回信濃町議会定例会 12 月会議 会議録(2日目)

たいと思います。

- 議長（森山木の実） 以上で片野良之議員の一般質問を終わります。お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会としたいと思いますがこれにご異議ございませんか。

(なしの声。)

- 議長（森山木の実） ご異議なしと認めます。よって本日はこれで延会とすることに決定いたしました。念のため申し上げます。明日 6 日の本会議一般質問は午前 9 時 45 分からの開会となりますので、時間までにご出席ください。お疲れ様でした。

(終了 午後 3 時 46 分)